

教保体第1400-1号
令和6年12月18日

各県立学校長 様

保健体育課長

「食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト」
を活用した対応の徹底について（通知）

日頃、児童生徒等の保健管理及び安全管理に御尽力いただき感謝申し上げます。

食物アレルギー・アナフィラキシーの対応の徹底については、令和6年11月12日付け教保体第1223号にて通知したところです。このたび、県では、学校における食物アレルギー・アナフィラキシー対応の見直し促進と事故防止のための組織的対応の徹底を図るため、「学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】」及びこれまで提出された「学校において食物アレルギー症状が発症した事例報告」等を活用し、「食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト」を作成しました。

食物アレルギー・アナフィラキシーは、命に係わる疾患であるため、管理職を中心に、全教職員が理解を深めるとともに、組織的に対応することができるよう体制を整備することが重要です。

各学校におかれましては、「学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】」及び「食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト」を活用し、日常の管理及び緊急時対応について改めて確認し、食物アレルギー・アナフィラキシーにおける組織的体制の整備について、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

【保健管理等に関すること（学校給食以外によるアレルギー含む）】

担当：健康教育・学校安全担当

電話：048-830-6963 Email：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

【学校給食によるアレルギーに関すること】

担当：給食担当

電話：048-830-6968 Email：a6960-05@pref.saitama.lg.jp

事故防止チェックリスト

食物アレルギーを有する児童生徒の対応は、いつどこで起きるかわかりません。

そのため、学校管理下にあるすべての活動において、どのような配慮が必要なのか想定し、検討しておくことが必要です。「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を改めて確認するとともに、下記の事項について、学校全体で事故防止に向けて点検をしてください。

◆組織的対応

※学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】
P1・5「埼玉県における食物アレルギー対応の基本方針」

- ☐ アレルギーに関する情報の管理、体制整備を担う校内組織は、明確になっているか。また、校内で周知されているか
- ☐ 定期的に（年1回）、マニュアルや事故発生時の連絡体制、アレルギー発生時の対応や研修内容等について評価・改善を行っているか
- ☐ 校内研修の実施、体制等の改善、マニュアル等の見直しが必要になった際に、すぐに対応できる体制が整っているか
- ☐ 学校生活に配慮や管理が必要な場合、各学校の実情に応じて食物アレルギー個別取組プラン等、個別の支援計画を作成しているか（学校給食において対応する際は必須）

◆管理指導表

- ☐ 保健調査票、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の記載内容に、不明な点等がある場合、あいまいなままにせず、個別面談を実施するなど保護者・主治医等に確認を行っているか
- ☐ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を踏まえた学校での対応や「食物アレルギー個別取組プラン」について、保護者と共通理解した内容を、学校内で共有しているか
- ☐ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について、毎年更新する必要があることや、場合によって費用が発生することがあることを保護者に説明しているか
- ☐ 調理実習など、給食以外で確認が必要な場面や確認方法について、本人及び保護者と共通理解ができているか

- ☐ 「管理必要」の場合、具体的な配慮事項について、本人及び保護者に確認をしているか
- ☐ ダブルチェックしているか
- ☐ 記入漏れはないか
- ☐ 除去根拠が以下の場合は 保護者に、実際に起きた症状や経口負荷試験の結果等について確認を行っているか
 - ・「③IgE抗体等検査結果陽性」のみ
 - ・「④未摂取」のみ

食物アレルギーは血液検査で陽性でも、症状がない場合は配慮を必要としない場合もあります。

（参考）学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》P32

◆保護者・医療機関等の連携

- ☐ アレルギーの相談窓口や食物アレルギーへの対応方針等について、保護者に周知しているか
- ☐ 学校での配慮事項について、保護者と共通理解できているか（対応できない内容について理解を得ているか）

（参考）アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

県では、学校等の教職員向けにアレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業を実施しています。対応や管理に迷うアレルギー疾患生活管理指導表が提出された場合に、電子メールによる相談が可能です。回答は子どものアレルギー疾患を専門とする医師が対応します。是非ご活用ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/shidouhyou soudan.html>

◆保健教育

- 児童生徒に対し、アレルギーの症状や配慮の必要性について指導しているか
（エピペン®を所持している児童生徒が在籍する場合には、エピペン®の保管場所や発症時の対応などについて、必要に応じて、周囲の児童生徒に伝えているか）
□日常的に配慮を要しない場合でも、調理実習や修学旅行時など、配慮を要する場合、どのような手続きが必要かなどについて、配慮を要する児童生徒に対し指導を行っているか
□本人及び保護者の判断により自己管理する場合でも、学校生活において留意すべき点について確認し、必要に応じて健康相談・保健指導を行っているか（児童生徒に任せきりになっていないか）

◆校内研修

※学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】P11

- アレルギー症状(アナフィラキシー含む)の発症時の対応について、扱っているか
- 今まで何の症状も発症したことのない児童生徒が、食物アレルギー症状を発症することがあることについて扱っているか
- エピペン®を使用するタイミング及びエピペン®の使用方法について扱っているか



◆緊急時の対応

- 教室等でアレルギー発症時の対応が確認できるように、持ち運び可能なフローチャート等資料が適切に掲示・保管されているか
□救急搬送の場合、県保健体育課へ電話での一報をすぐに行ったか
□対応後、対策等の見直しは行われたか

◆教育活動(給食以外)

- 教室以外の場所で、アレルギー症状が発症した時の対応は検討されているか
□運動誘発性アナフィラキシーのリスクがある場合、体育や部活動時に、すぐにエピペン®を使用できる体制になっているか
□自己管理するなど、日常的な配慮を要しない場合でも、学校行事など、一時的に配慮を要する場面において、担当教員による確認を行っているか(児童生徒に任せきりになっていないか)

◆給食指導

※学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】
P6～ II 学校給食における対応

- ☐除去食は、学校生活管理指導表(アレルギー疾患)に基づいているか。原則、原因食物の完全除去対応か
- ☐おかわりの可否について事前に確認を行っているか
- ☐無理な代替食の実施とならないよう保護者とも共有しているか
- ☐ダブルチェックなどを実施し、取り間違えないように配膳できていたか
- ☐アレルギー対応食(例:トレイの色や皿の種類、ラベルの活用等)の提供方法を把握・理解しているか
- ☐遅刻した場合の対応を決めているか(欠席すると言っていたが、急遽登校することになり、その情報が給食室に伝わっておらず誤食をしたケースがある)

参考資料

- ・学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】(埼玉県教育委員会)
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》
(公益財団法人 日本学校保健会)
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針(文部科学省)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」